

議案第 10 号

箱根町立公民館施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立公民館施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

受益者負担の適正化に関する基本方針に基づき、箱根町立公民館施設使用料を改定して受益者負担適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立公民館施設使用条例の一部を改正する条例

箱根町立公民館施設使用条例（昭和 32 年箱根町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

施設名	区 分	使用料金（円）		
		午前	午後	夜間
社会教育センター	第 1 会議室	540	720	1,000
	第 2 会議室	360	540	840
	作法室	540	720	1,000
	調理室	540	840	1,700
	茶室	840	1,700	2,500
	工芸工作室	840	1,700	2,500
	視聴覚音楽室	840	1,700	2,500
	ギャラリー	840	1,700	2,500
	軽スポーツ室	1,700	2,500	3,100
温泉公民館	講堂	540	720	1,000
	和室	360	540	840
	調理室	540	840	1,700
仙石原公民館	第 1 会議室	540	720	1,000
	第 2 会議室	360	540	840
	第 1 和室	540	720	1,000
	第 2 和室	540	720	1,000
	音楽室	540	840	1,700
	ホール	平日	13,200	19,800
土曜日・ 日曜日・祝日		15,800	23,800	23,800
宮城野公民館	児童室	540	720	1,000
	講堂	540	840	1,700
	和室	360	540	840
	調理室	540	840	1,700

備考

1 午前は午前 9 時から正午まで、午後は正午から午後 5 時まで、

夜間は午後 5 時から午後 10 時まで

- 2 仙石原公民館ロビーを特定の目的のために使用させる場合は、午前 9 時から正午まで 2,400 円、正午から午後 5 時まで 3,600 円、午後 5 時から午後 10 時まで 6,000 円を徴収することができる。

別表第 2 備考を次のように改める。

使用料の単位は、午前、午後、夜間を各 1 回として徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の箱根町立公民館施設使用条例別表第 1 の規定にかかわらず、この条例の施行日前に施行日後の公民館施設の使用について承認を受けた者が支払う使用料の額については、なお従前の例による。